

土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域などの指定



土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域

指定される区域は、「警戒区域」と「特別警戒区域」です

「土砂災害防止法」とは、土砂災害から住民のみなさんの生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を事前に明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを実施するものです。



土砂災害防止法の目的は、土砂災害から住民の生命を守ることです

現在、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、かけ崩れや土石流地すべりなどの土砂災害から住民を守るために、土砂災害警戒区域などの指定の作業を進めています。
昨年度、市では大島地区が指定されました。今年度、玄海地区、宗像地区の調査未実施箇所を調査、指定の予定です。指定前に住民説明会を実施します。
■問い合わせ先
生活安全課 ☎(36) 50500



（イエローゾーン）に指定します。
また、イエローゾーンの区域内で、建築物が損壊し、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域を、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定します。

区域に指定されると制限がかかります

警戒区域や特別警戒区域に指定された区域では、宅地建物取引業者は、警戒区域内であることを認めることが義務付けられます。特に、特別警戒区域に指定された区域では、次のような制限がかかります。

▽住宅分譲や災害時要援護者関連施設建築のための開発行為は許可制となります
▽住宅の建築時には土砂災害を防止・軽減

する構造にする必要があり
著しい損壊が生じる恐れがある建築物に対しては、移転勧告をする場合があります（勧告による移転者には住宅金融公庫の融資などの支援措置があります）

警戒避難体制の整備を進めていきます

警戒区域に指定された場合は、土砂災害から住民のみなさんの生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速にできるように、警戒避難体制の整備を進めていきます。
警戒区域や特別警戒区域に指定された区域の住

民のみなさんは、緊急情報伝達システムへの登録をお願いします（詳細は7ページ参照）



土砂災害は、前兆現象に注意

土砂災害（土石流、かけ崩れ、地すべり）から身を守るためには、発生する前に避難することが重要です。発生の前には、前兆現象があります。大雨の時は、次のようなことが起きていないか注意をしてください。

①土石流

- ▷ 普段聞き慣れない大きな音や異様な音が聞こえる（山鳴り、石がぶつかる音など）
- ▷ 土や木の葉が腐ったような異様な臭いがする
- ▷ 急に川が濁り、流木が混ざっている
- ▷ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる



②かけ崩れ

- ▷ 斜面に割れ目が見える
- ▷ 斜面から水が湧き出る
- ▷ 湧き出た水が濁りだす
- ▷ 小石がパラパラ落ちてくる
- ▷ 斜面にある樹木の根が切れるなどの音がする



③地すべり

- ▷ 斜面に割れ目が見える
- ▷ 斜面から水が湧き出る
- ▷ 沢や井戸の水が濁る
- ▷ 家などの壁に亀裂が入り、樹木や電柱が傾く



警戒区域指定に関する質問

問 どのような基準で区域を指定するのですか？
答 過去に実際に発生したかけ崩れや土石流などのデータから基準を決めています。
問 過去に土砂災害のない土地でも指定になるのですか？
答 土砂災害は自然現象であり、今まで起こらなかったから将来も起こらないとは限りません。基礎調査の対象は、土砂災害が発生する恐れがある土地で、過去の災害の有無には関係ありません。
問 どのような調査をして区域を決めているのですか？
答 航空写真から三次元の地図を作成し、現地で地質などを確認した上で予想される衝撃力などを計算しています。区域を決定する時は、斜面の傾斜や状況など、現地で実際に確認しています。

問 どのような基準で区域を指定するのですか？
答 過去に実際に発生したかけ崩れや土石流などのデータから基準を決めています。
問 かけ崩れは傾斜度30度以上、高さ5m以上、土砂の到達範囲は斜面下では高さの2倍（最大50m）、斜面上部は10mです。
問 なぜこのような法律が必要なのですか？
答 危険な箇所での市街地開発の進み方が早く、防災工事が追いつかないのが実情です。そのため危険な箇所での開発を規制します。
問 指定される区域は、住民にどのように知らせるのですか？
答 事前の住民説明会や指定後に市ホームページなどでお知らせします。

土砂災害が発生する場所は予想が困難です。また、繰り返し発生する場合があります。そのため、調査で発生する恐れがある区域を指定して危険な箇所を住民のみなさんへお知らせします。